平成２６年（フ）第１１８０５号
東京都葛飾区新宿３丁目30―３
債務者　平賀　誠一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８４７号
千葉県成田市幸町1006―１―103
債務者　飯嶋　道子（旧姓大徳）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８４９号
神奈川県川崎市宮前区野川62―１―102
債務者　前川　　綾
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８５１号
千葉県浦安市東野３丁目３―20　タウンハウス東野４
債務者　吉田　雅喜
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８５３号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘１丁目13―６２―５―302
債務者　尼崎慎一郎
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８５４号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘１丁目13―６２―５―302
債務者　尼崎裕美子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８５６号
神奈川県横浜市港北区高田西４丁目20―14―101
債務者　村元　麻貴（旧姓吉原・脇本）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８６１号
東京都大田区羽田４丁目17―１―303
債務者　伊東　亮太
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８８９号
東京都新宿区西落合３丁目10―18―313
債務者　曽根　　学
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８９１号
東京都大田区蒲田５丁目18―３―1103
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９０３号
埼玉県飯能市大字中山269―１―102
債務者　菅谷久美子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９０４号
神奈川県横浜市中区山下町70―15―408、住民票上の住所神奈川県横浜市中区山下町70―15―304
債務者　伊東　誠史
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９０５号
東京都港区六本木７―17―12　六本木ビジネスアパートメンツ306、住民票上の住所東京都港区六本木４丁目２―20―410
債務者　清水　信子（旧姓小郷）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９１２号
神奈川県川崎市川崎区新川通11―10―406
債務者　小池　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９１５号
東京都調布市上石原２丁目16―37―201
債務者　芥屋　友明
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部